

松江家庭裁判所委員会（第36回）議事概要

第1 日時

平成30年7月13日（金）午後1時30分～午後3時45分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 小田川俊明，木納敏和（委員長），寺津豪佐，長谷川浩司，
原 市，藤岡亮介，藤原映久，堀部亮一，松延由子，
三島隆史，村田英治，湯浅佳代（五十音順敬称略）

（説明者）堀部裁判官，中塚首席家庭裁判所調査官，
津森家裁首席書記官，大野主任書記官

（事務担当者）岩崎事務局長，松嶋事務局次長

（庶務）草野総務課長，土井総務課課長補佐

第4 テーマ

利用しやすい後見制度について

第5 議事

1 説明等

- (1) 後見制度の目的，種類及び申立後の手続等について（大野主任書記官）
- (2) DVD「わかりやすい成年後見制度」視聴
- (3) 島根県の申立の特徴等について（津森家裁首席書記官）

2 意見交換等

別紙のとおり

3 次回委員会のテーマ

家庭裁判所における少年の再非行防止に向けた取組について

4 次回開催日時

平成31年1月29日（火）午後1時30分

(別紙)

松江家庭裁判所委員会

委員長:成年後見制度について、裁判所としては、申立件数を前提にすると、制度が十分に利用されていない実情にあるのではないかという認識があるのですが、制度の実情等についての御意見を伺いたいと思います。

A委員:成年後見制度は、必要としている方にとってプライベートで、かつ、とてもデリケートな問題であることから、なかなか制度の理解が進みにくいのではないかと感じます。

B委員:金融機関等でお金が下せないことが申立てのきっかけになるように、親が元気なうちは成年後見制度の利用は考えませんし、いよいよ切羽詰まらなないと成年後見制度は利用しないのではないかと思います。認知症になっている方の数からすると成年後見制度の活用数が少ないというのは、やはり何らか、制度の入り口について検討すべきではないかと思っています。

C委員:成年後見制度の活用数は認知症の方の数に比べて少ないということですが、自分が切羽詰まってその情報が欲しいと思ったら内容も頭に入ってくるのですけれども、そうでもないと思っているときは、どんな情報が入ってきても、頭に入らないし関心も持たないということはあると思います。先ほど詐欺被害についての説明がありましたが、1人暮らしの方が狙われて何千万円というお金を取られたという被害もありますので、成年後見制度を利用すれば財産がきちんと管理されるというメリットを訴えて、利用を考えている人に説明を聞いてみたいという気持ちになってもらうことが必要だと思います。

それと、一般の方が、成年後見人等として様々な手続を行うのは大変ですので、誰かが丁寧にサポートすることが大事であると思います。家庭裁判所だけの努力ではなかなか難しいのかもしれませんが。社会全体で考えて、新しい専門の組織をつくる必要があると思いました。

成年後見人等に、親族、専門職、あるいは市民後見人の誰が選任されるのかということについて、それぞれにメリット、デメリットがあり、また、いろいろな価値観がありますので、やはり本人の判断能力があるうちに手続を進めていくことが大事ではないかと思っています。

メディアが情報を発信するに当たっては、伝わりやすい内容やタイミングを考える必要がありますので、裁判所から情報提供がいただければと思います。

委員長:制度の利用についての障害、あい路、又は、こうすれば利用しやすくなるといった御

意見がありましたら、お願いします。

D委員:任意後見にしても法定後見にしても、判断能力が低下した状態にあることが基本となると思うのですが、高齢者自身の考え次第のところがあります。高齢者は、自分で「判断能力が低下した。」とは言いますが、他者から「あなたは、判断能力が低下している。」と言われると怒るんです。高齢者自身が自分にとって成年後見制度が必要なんだと進んで利用することは少ないと思います。個々の相談がもっとやりやすくできるような情報を提供していけば、利用が増えるのではないかと思います。

E委員:地域包括支援センターでは、市長申立ての要望を市に対し年間10件弱程度提出していますが、本人が、認知症であったり、親族からの支援が受けられないといったケースが増えています。

訪問販売の品が大量に送られてきていることに親族が気づき、センターに相談されたときや、親族が財産関係で争っているような相談をされたとき、成年後見制度を紹介することがあります。やはり何か困った事態にならないと関心を持ってもらえないところがあり、まだまだ成年後見制度の周知が足りないのではないかと思います。

「身上監護」の言葉自体が難しく、「後見人は、施設に入所する際などに代わりに判断して、契約してくれる人なんですよ。」などと説明しなければならないので、分かりやすい言葉で書かれた説明資料があると良いのではないかと思います。

F委員:近親者が成年後見人を務めていまして、非常に大変そうです。実際に成年後見人を務めている人が、周りに「大変だよ。」と話をすることで、他の人が利用を踏みとどまってしまうようなケースもあるのかなと思いました。

G委員:私も両親が高齢ですので、何かあったらどうしようということはよく考えるのですが、両親が認知症となったときに直ちに成年後見制度の利用を考えるかという点、一般的には違うのではないかと思います。何か別の制度の利用を考えたり、身近な相談場所で相談することでなんとかならないかなと考えます。

成年後見制度は難しいというイメージもありますし、そもそも裁判所自体がとても敷居が高いイメージがあります。判断能力の有無を裁判所に決定されてしまうということも精神的な壁として大きいと思います。

高齢になれば、身体面や判断能力について困ったことが必ず出てくると思うのですが、気軽に相談にいける場所はどこだろうと考えたときにパッとその場所が浮かんでくるかこないかということがとても大事だと思います。そこはやはり、身近な市町村であるのかな

と思うのですが、これから先「ちょっと困ったから相談に行こう。」と思える機関があって、その機関で「こういう場合だったら、ここが専門です。」とか、「こういう場合なら、ここに相談にいったらいいですよ。」などといった説明を受けられる。段階的に進んでいって「これだったら成年後見制度を利用するしかないね。」と皆が考えるようになればいいのですが、いきなり成年後見制度を利用するというのはやはり難しいのではないかと思います。

そのためには、行政や司法がネットワークをつくっていく必要がある。それが一つの課題ではないかと思います。

H委員：弁護士として、本人よりも親族の方から相談を受けることが多いのですが、制度を利用するための費用を誰が負担するのかが問題になることが多いです。一般の方では収支予定表等を作成することが難しいケースもありますが、専門職である弁護士に依頼する場合、費用負担の問題があります。

委員長：制度を利用することのメリットの観点から御意見がありましたら、お願いします。

I委員：行政の相談窓口では、成年後見制度に関わる相談もあり、弁護士や司法書士等を紹介することもあるのですが、結果として相談者がどうしたかということまでは把握できておらず、「こういうことができて良かった。」という声を聞くことはありません。相談をしたことで、「こういった点が良かった、こういったことができるようになった。」というような効果について御紹介していただければ、市町村の窓口でも、「ぜひ相談されませんか。」とより強く具体的な話ができると思います。

委員長：この点、裁判所委員の意見はどうですか。

J委員：成年後見制度を利用することで紛争が起こらないということがメリットではないかと思います。

費用もかかるし、そもそも敷居が高い裁判所に赴いて相応の手続をしなければならないところ、成年後見制度を利用したらこういった利点があるということ、もう少し分かりやすく伝えていく努力をしなければいけないと思います。

本人の保護という抽象的な説明しかされていないのですが、各家庭の事情は千差万別ですから、場面を絞って、こういう条件で、こういう方々だったらこのようなメリットがある、こういう場合だったらまだ今は制度の利用は必要ないかもしれないけれども早目に考えておくメリットがある、などといった、ある程度場合分けをした説明を行う視点が必要なのかなと思いました。

K委員: 捜査機関の立場で、成年後見制度と犯罪の防止を結びつけて考えることがあまりなかったのですが、今話を聞いていて、成年後見制度の利用は犯罪の防止という観点で有用だと思いました。一般の方が結びつけて考えることは、なお一層難しい側面があるのではないかと思います。とにかく制度を知ってもらうということが大事であって、例えば交通機関の車内のアナウンスなど、身近なものを活用して制度を周知していくことが大事ではないかと感じました。

委員長: 成年後見制度の申立ての動機としては、預貯金の管理、解約、保険金の受取、介護保険契約等であるということは統計上も表れているのですが、こういった必要性があるにもかかわらず成年後見制度が利用されていないといったことがあるのかどうか、実情等について御紹介いただけないかと思います。

E委員: 施設に入所したり、ショートステイで施設を利用する際は、必ず親族等と一緒に契約する必要があるのですが、親族等がない方についてはそういったサービスの利用が難しくなることから、成年後見制度の申立てをされることがよくあります。

金融機関を利用するにも、契約能力がない方については、やはり成年後見制度を利用されています。また、配偶者が亡くなった際に、生命保険や相続財産に関する手続きを行うことが、本人ではできないということがあります。成年後見制度を利用することでお金が使えるようになり、その人らしい生活ができるようになるということが一番のメリットではないかと思います。

委員長: 島根県内でも取引実務が判断能力について厳しくなってくるということになれば、必然的に迫られて成年後見制度を利用することになり、利用者が増えることは予想されるころだと思います。

先ほど、近親者が成年後見人を務めておられるという話がありましたが、何が大変で、困っておられるのでしょうか。

F委員: 制約が厳しいということでしょうか。例えば御中元や御歳暮の支出について、裁判所に相談してみようかと思うのですが、相談するのは大変だから自分で支出するということもあるようです。きちんと財産を管理する制度というところは重々理解していますが、そういったところは緩和といいますか、考慮していただけると、より使いやすくなるかなと思います。

委員長: この点、裁判所委員いかがですか。

J委員: 一般論として申し上げますが、基本的には本人の従前の生活状況、生活水準、あるい

は交際の範囲の程度を尊重しながら、本人の生活環境を傷つけてしまうことにならないような運用を行うよう配慮していると私は理解しています。後見人の意見も伺いながら、柔軟な対応をしていく必要があると考えています。

委員長:後見人に不正があり、被害額も多額になると、裁判所も、後見監督をよりしっかりと行わなければならないという方向に働くのですが、一方で、成年後見制度は、本人の意思の尊重と生活のクオリティを維持する、持っている財産を本人のために有効に活用して、本人の生活を高める、そういった視点も大事な要素でして、このバランスの中で、成年後見制度が円滑に運用されていくということが、ますます求められていると思っています。

A委員:「成年後見制度」というかたい言葉が、非常に理解しにくくしています。例えば「困ったときの神頼み」じゃなくて、「困ったときの家庭裁判所」とか、何か、そういう一般庶民的な名称に変えてコマーシャルを作るとか、少し柔軟に考えていく必要があると思いました。

以 上